

ヘッジ取引への更正処分に対する国税不服審判所長の審査結果について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)は、2009年1月26日、国税不服審判所長より、当社が行っているヘッジ取引についての裁決書を受領いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、東京国税局により実施された税務調査による2006年10月31日付の更正処分のうち、ヘッジ取引に関する部分について、2006年12月22日、国税不服審判所長に更正処分の取り消しを求める審査請求を行っていましたが、今般、同審判所長より当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。

当社は、裁決書の内容を検討のうえ、今後の対応を決定する所存です。

以上